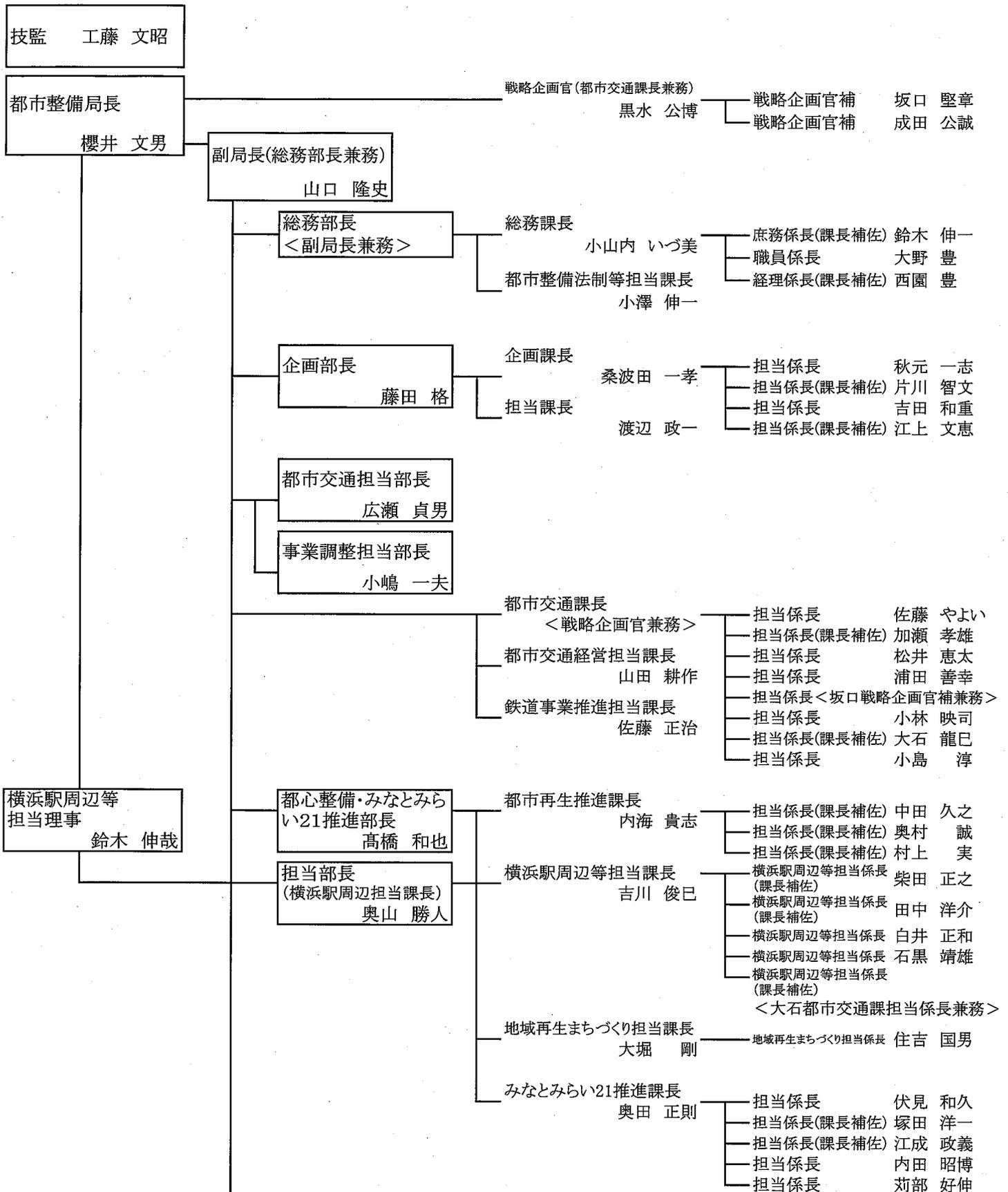


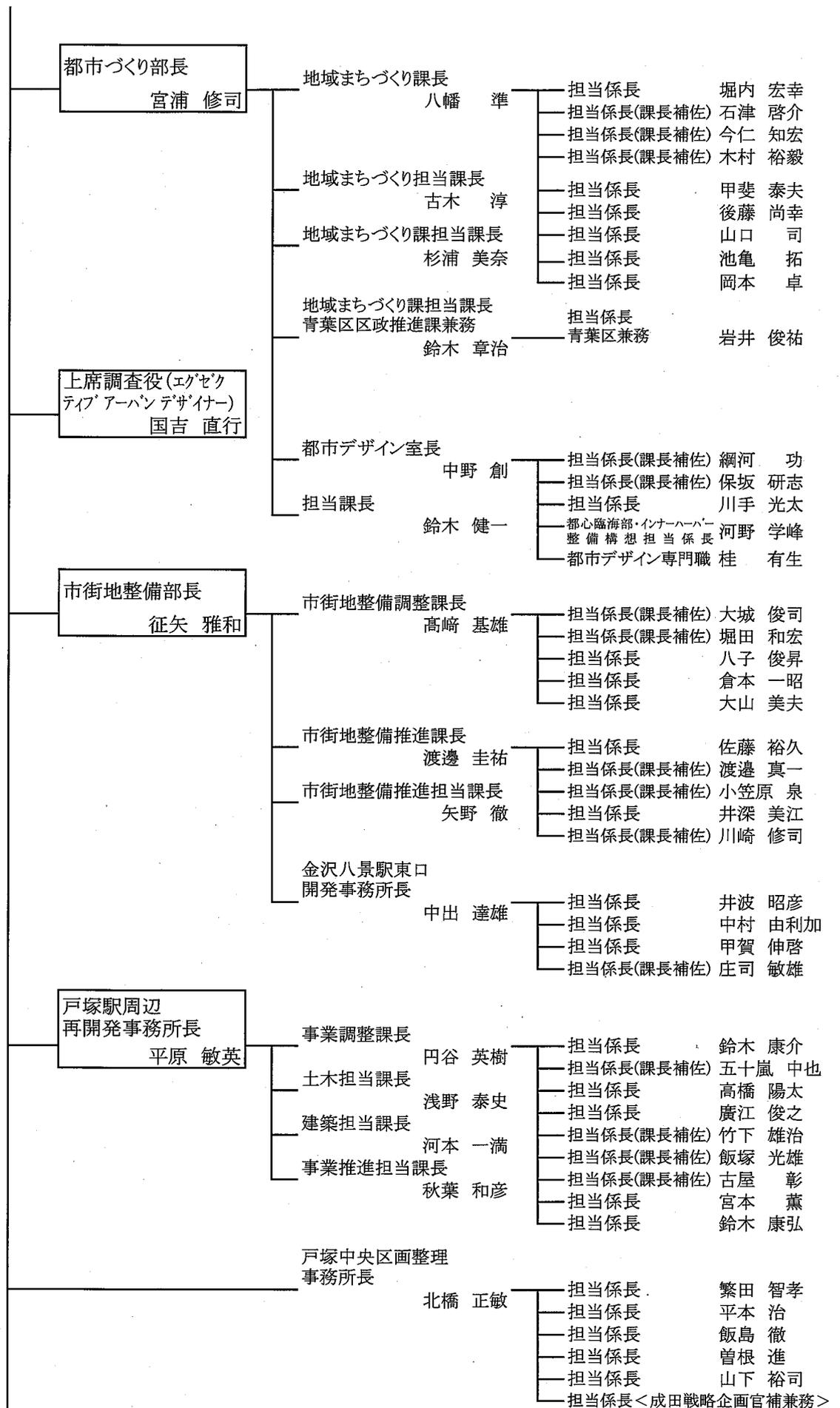
平成 21 年 6 月 4 日  
まちづくり調整・都市整備・道路委員会  
都 市 整 備 局

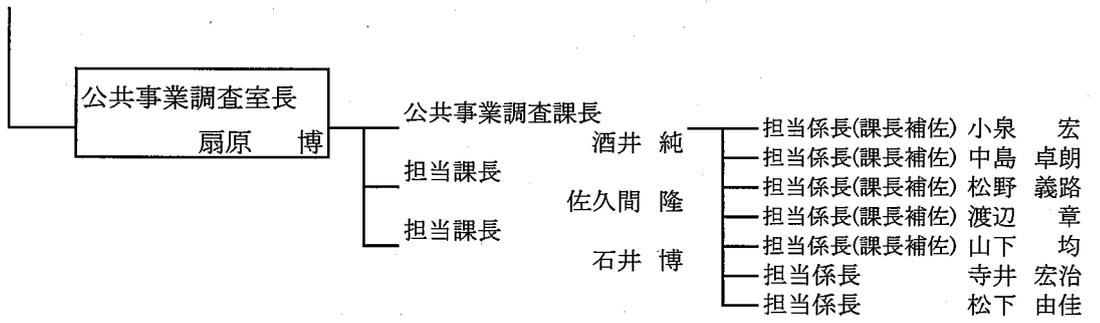
## 機構及び事務分掌

都市整備局

# 都市整備局機構図







## 都市整備局事務分掌

### 総務部

#### 総務課

- 1 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課の主管に属しないこと。

### 企画部

#### 企画課

- 1 都市整備に関する調査、企画及び事業の推進並びに総合調整に関すること。
- 2 土地利用に係る基本的な方針の策定に関すること。
- 3 横浜市都市計画マスタープランの全市プランの決定又は変更に関すること。
- 4 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)の施行に関すること。
- 5 土地取引価格に関する国、県等との連絡調整に関すること。
- 6 租税特別措置法に基づく特定住宅用地の譲渡等の認定に関すること。

#### 都市交通課

- 1 都市交通に関する調査、調整及び計画の立案に関すること。
- 2 鉄道事業に関する調査、調整、計画及び事業の推進に関すること。
- 3 都心、新横浜都心及び京浜臨海部における交通結節点の計画、整備及び調整に関すること。
- 4 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)及び横浜市駐車場条例の施行に関すること(まちづくり調整局建築審査部建築審査課の分掌事務第 13 号に係るものを除く。)
- 5 駐車場整備に関する調査、企画、指導及び助成並びに総合調整に関すること。
- 6 既存駐車場の有効活用及び駐車場に関する関係機関等との連絡調整に関すること。
- 7 横浜高速鉄道株式会社に関すること。
- 8 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社に関すること。

### 都心整備・みなとみらい 21 推進部

#### 都市再生推進課

- 1 都心(みなとみらい 21 地区を除く。)、新横浜都心及び京浜臨海部(以下この条において「都心部等」という。)における横浜市地域まちづくり推進条例(平成 17 年 2 月横浜市条例第 4 号。以下「まちづくり条例」という。)の運用に関すること。
- 2 都心部等における横浜市都市計画マスタープランの地区プランの調整に関すること。
- 3 都心部等における都市計画提案制度の相談調整に関すること。

- 4 都心部等における建築協定及び景観協定の活用推進に関する事。
- 5 都心部等における地区計画の原案作成及び運用に関する事。
- 6 都心部等における景観計画の原案作成及び運用に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。
- 7 都心部等における横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年 2 月横浜市条例第 2 号。以下「景観条例」という。）に係る都市景観協議地区の原案作成及び運用に関する事。
- 8 都心部等における景観法（平成 16 年法律第 110 号）、景観条例又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 57 号。以下「地区計画条例」という。）第 4 章の規定に違反する行為の調査、初期指導及び報告に関する事。
- 9 都心部等における地域まちづくりに関する相談、支援等に関する事。
- 10 都心部等における区役所との連携による地域まちづくりの推進及び総合調整に関する事。
- 11 都心部等における市街地開発事業等（以下「都心部開発事業等」という。）の調査、計画及び進行管理に関する事。
- 12 都心部開発事業等の都市計画決定のための原案作成等に関する事。
- 13 都心部開発事業等地区の建築行為等の制限に関する事。
- 14 都心部開発事業等に係る公共施設等予定地の管理に関する事。
- 15 横浜新都市センター株式会社に関する事。
- 16 その他都心部等における都市整備に関する事。
- 17 部内他の課の主管に属しない事。

### **みなとみらい 21 推進課**

- 1 みなとみらい 21 基本計画に関する事。
- 2 みなとみらい 21 地区の開発の促進に関する事。
- 3 みなとみらい 21 地区の土地利用の調整に関する事。
- 4 みなとみらい 21 街づくり協定に関する事。
- 5 みなとみらい 21 地区の土地区画整理事業の推進に関する事。
- 6 みなとみらい 21 地区の都市施設の整備の推進に関する事。
- 7 みなとみらい 21 地区に係る交通対策に関する事。
- 8 みなとみらい 21 地区における地区計画の原案作成及び運用に関する事。
- 9 みなとみらい 21 地区（みなとみらい 21 新港地区を除く。次号および第 11 号において同じ。）における景観計画の原案作成及び運用に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。
- 10 みなとみらい 21 地区における横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年 2 月横浜市条例第 2 号。以下「景観条例」という。）に係る都市景観協議地区の原案作成及び運用に関する事。

- 11 みなとみらい 21 地区における景観法又は景観条例に違反する行為の調査、初期指導及び報告に関する事。
- 12 一般社団法人横浜みなとみらい 21 に関する事。
- 13 財団法人ケーブルシティ横浜に関する事。
- 14 その他みなとみらい 21 地区における都市整備に関する事。

## 都市づくり部

### 地域まちづくり課

- 1 地域まちづくりに係る企画及び調整に関する事。
- 2 まちづくり条例に係る施策の企画立案、総合調整、運用等に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 3 横浜市都市計画マスタープランの区プランの調整に関する事。
- 4 横浜市都市計画マスタープランの地区プランの調整に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 5 都市計画提案制度の相談調整に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 6 建築協定及び景観協定の活用推進に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 7 地区計画の原案作成及び運用に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 8 景観計画の原案作成及び運用に関する事(他の局、課の主管に属するものを除く。)
- 9 景観条例に係る都市景観協議地区の原案作成及び運用に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 10 景観法、景観条例又は地区計画条例第 4 章の規定に違反する行為の調査、初期指導及び報告に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 11 地域まちづくりに関する相談、支援、啓発等に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 12 密集住宅地における住環境改善に係る企画、啓発及び活動の支援並びに住環境整備等に関する事(まちづくり調整局住宅部住宅整備課の主管に属するものを除く。)
- 13 住宅地区改良事業に関する事(まちづくり調整局住宅部住宅整備課の主管に属するものを除く。)
- 14 区役所との連携による地域まちづくりの推進及び総合調整に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 15 その他地域まちづくりに関する事。
- 16 部内他の課の主管に属しない事。

### 都市デザイン室

- 1 都市デザインに係る企画及び調整に関する事。
- 2 横浜市都市美対策審議会に関する事。

- 3 景観法及び景観条例に係る施策の企画立案、総合調整、運用等に関する事。
- 4 横浜市全域を対象とする景観計画の原案作成及び運用に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。
- 5 景観法、景観条例又は地区計画条例第4章の規定の違反指導及び措置に関する事。
- 6 歴史的建造物の保全活用等歴史を生かしたまちづくりに関する事。
- 7 屋外広告物に関する事。
- 8 横浜市屋外広告物審議会に関する事。
- 9 その他都市デザイン、景観形成等に関する事。

## 市街地整備部

### 市街地整備調整課

- 1 市街地開発事業等に係る事業推進施策の企画立案及び総合調整に関する事。
- 2 国庫補助金等の調整に関する事。
- 3 市施行（行政庁施行を含む。）の市街地開発事業地区の事業完了後の調整に関する事。
- 4 保留地及び保留床の管理及び処分に関する事（再開発事務所、区画整理事務所及び開発事務所（以下「再開発事務所等」という。）の主管に属するものを除く。）。
- 5 市街地開発事業に係る審査請求、不服申立て等の処理に関する事。
- 6 土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する事。
- 7 土地区画整理審議会委員及び評価員の選挙又は選任に関する事。
- 8 部内の公共施設等予定地の管理に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 9 租税特別措置法に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定に関する事。
- 10 横浜市都市整備基金に関する事。
- 11 市街地開発事業等に係る土木工事及び建築工事の設計審査、検査及び安全管理に関する事。
- 12 局所管工事の委託業務（設計、測量等）に係る検査に関する事。
- 13 局所管工事の設計に関する技術基準等の作成に関する事。
- 14 工事に関する局内調整事務に関する事。
- 15 市街地開発事業等に係る設備工事の設計、監理及び検査並びに安全管理に関する事。
- 16 局所管施設に係る電気設備の保安に関する事。
- 17 都市再開発事業融資に関する事。
- 18 部内他の課の主管に属しない事。

## **市街地整備推進課**

- 1 市街地開発事業等(都市再生推進課、みなとみらい21推進課及び再開発事務所等の  
主管に属するものを除く。次号から第4号までにおいて同じ。)の調査、計画及び進  
行管理に関する事。こと。
- 2 市街地開発事業等の都市計画決定のための原案作成に関する事。こと。
- 3 市街地開発事業等地区内の建築行為等の制限に関する事。こと。
- 4 市街地開発事業等に係る公共施設等予定地の管理に関する事。こと。
- 5 その他市街地整備に関する事。こと。

## **公共事業調査室**

### **公共事業調査課**

- 1 公共事業に係る技術的事項の調査検討及び総合調整に関する事。こと。
- 2 公共事業の実施手法等の調査検討及び総合調整に関する事。こと。
- 3 請負工事の品質確保に係る調査及び総合調整に関する事。こと。
- 4 公共施設に係る技術審査に関する事。こと。
- 5 技術職員の技術力向上に関する事(他の局の主管に属するものを除く。)
- 6 横浜市工事安全管理規則(昭和45年7月横浜市規則第89号)に関する事。こと。
- 7 技監に関する事。こと。